

特定健康診査等実施計画
(第4期)

日本無線健康保険組合

令和6年4月

1 達成しようとする目標

1 特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 90%とする。

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国が示す 11 年度 における目標値	
被保険者	98	98	98	98	98	98	-	(%)
被扶養者	66	66	66	66	66	66	-	(%)
被保険者+ 被扶養者	90	90	90	90	90	90	90	(%)

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を 60%とする

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

被保険者+被扶養者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国が示す 11 年度 における目標値	
目標実施率	40	45	45	50	55	60	60	(%)

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

①特定健康診査の対象者数（推計値）

被保険者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
対象者数	6,062	6,122	6,182	6,242	6,302	6,362	(人)
40歳以上対象者数	6,062	6,122	6,182	6,242	6,302	6,362	(人)
目標実施率	98	98	98	98	98	98	(%)
目標実施者数	5,940	5,999	6,058	6,117	6,175	6,234	(人)

被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
対象者数	2,088	2,099	2,110	2,121	2,132	2,146	(人)
40歳以上対象者数	2,088	2,099	2,110	2,121	2,132	2,146	(人)
目標実施率	66	66	66	66	66	66	(%)
目標実施者数	1,395	1,399	1,404	1,409	1,415	1,416	(人)

被保険者+被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
対象者数	8,150	8,221	8,292	8,363	8,434	8,508	(人)
40歳以上対象者数	8,150	8,221	8,292	8,363	8,434	8,508	(人)
目標実施率	90	90	90	90	90	90	(%)
目標実施者数	7,335	7,398	7,462	7,526	7,590	7,650	(人)

②特定保健指導の対象者数（推計値）

被保険者+被扶養者

特定保健指導対象者数は、過去6年間の特定健診結果をもとに推定した。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
40歳以上対象者数	8,150	8,221	8,292	8,363	8,434	8,508	(人)
動機づけ支援対象者数	700	707	713	719	725	731	(人)
目標実施率	40	45	45	50	55	60	(%)
目標実施者数（A）	280	318	320	359	398	438	(人)
積極的支援対象者数	815	822	829	836	843	850	(人)
目標実施率	40	45	45	50	55	60	(%)
目標実施者数（B）	326	369	373	418	463	510	(人)
保健指導対象者数計	1,515	1,529	1,542	1,555	1,568	1,581	(人)
目標実施率	40	45	45	50	55	60	(%)
目標実施者数（A+B）	606	687	693	777	861	948	(人)

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査は事業所内での巡回集団健診または契約健診機関において行う。

特定保健指導は事業所内または保健指導を行える委託機関において行う。

2 実施項目

特定健康診査の実施項目は法定の「基本的な健診の項目」を実施する。

また医師が必要と判断した場合に受ける「詳細な健診の項目」を実施する場合は全額自己負担とする。

3 実施時期

実施時期は、一定の受診期間を指定して実施する。

4 委託の有無

(1) 特定健診

被保険者・被扶養者が集団健診または契約健診機関で受診が困難である場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の各団体と集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。または全国での受診が可能となるよう全国ネットの健診事業者に委託する。

(2) 特定保健指導

被保険者の特定保健指導の一部または全行程を事業主または保健指導を行える事業者に委託する。事業所内で指導を受けることが困難な場合は代表医療保険者を通じて保健指導機関の各団体と集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。

5 周知や案内の方法

周知は、予め事業主へ実施通知し該当者への周知を依頼する。さらに当健康保険組合機関誌「健保だより」等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

6 事業主健診等他健診受診者の健診データをデータ保有者から受領する方法

健診のデータは、契約健診事業者から直接または代行機関を通じ電子データを随時（または月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管期間は原則 5 年とする。

7 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

特定保健指導の対象者については、新たに指導対象となった者を優先して抽出する。

8 令和 6 年度年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被 保 険 者	特定健康診査（事業主健診等）	→											
	電子データ受領と階層化			→									
	特定保健指導参加募集			→									
	特定保健指導実施事業者へ参加依頼			→									
	特定保健指導初回面接			→									
	特定保健指導実施期間（6ヶ月）			→									
被 扶 養 者	特定健康診査の実施時期は被保険者の事業所により異なる	→											

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、日本無線健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導期間は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は事業主専門職及び委託先機関、当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知はホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、6年ごとに理事会・組合会において見直しを検討する。